

令和5年度 宮崎市集団指導資料

(居宅介護支援)

②運営上の留意事項編

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。
この資料は作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、
常に最新の情報を入手するようにしてください。



MIYAZAKI CITY

宮崎市 福祉部 指導監査課・介護保険課

○ 運営上の留意事項について

運営にあたっては、介護保険法、人員・設備・運営に関する基準、介護報酬告示等を遵守し、関係通知やQ&Aその他法令等についても確認を行い、適正な事業の運営に努めてください。

各種届出関係書類や国等からの通知等は、宮崎市ホームページ内において掲載しておりますので、定期的に確認をお願いします。

《宮崎市ホームページ》 <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

○通知・案内事項のページ

ホーム > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 事業所等への通知・案内

○届出様式のページ

ホーム > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 【居宅サービス】指定居宅サービス事業者等における届出様式一式

> 【地域密着型サービス】指定地域密着型サービス事業者等における届出様式一式

> 【施設サービス】施設サービス事業者等における届出様式一式

(1) 変更届出書について

法令等に定める事項等に変更が生じた場合は、変更が生じた日から10日以内に宮崎市長あてに変更届出書を提出しなければなりません。届出の内容によって添付書類が異なりますので、「変更届への添付書類一覧」を確認のうえ、必要な添付書類を添えて提出してください。

【参考】変更届出書で不備が多いもの

- ・誓約書の別紙が添付されていない
- ・届出者の名称が事業者（法人）ではなく事業所名等になっている
- ・介護予防・日常生活支援総合事業の届出が併せて提出されていない

■事業所の移転、増築等について

事業所の移転、増築等については、関係各課（都市計画課、開発審査課、建築行政課、消防署等）において事前確認を行っておられます。移転や工事着工前に、必ず介護保険課事業所支援係へご相談ください。

※関係各課において認められない場合、変更届出書を受理することはできません。

■電話番号、FAX番号の変更について

変更がされており連絡が取れない場合もありますので、必ず変更届出書を提出してください。

(2) 廃止届出・休止届出・再開届出について

事業を廃止・休止・再開する場合は、宮崎市長あてに届出を行わなければなりません。

届出等に際しては、**廃止（休止）届出書・再開届出書**に必要な添付書類を添えて提出してください。

■廃止・休止：廃止・休止をする1ヶ月前までに届出

※ 事業所が国や県、市の補助金を受けている場合、財産処分の手続きや補助金の返還等が生じる場合があります。

事前に必ず確認をしてください。

■再開：再開した日から10日以内に届出

※ 再開の前に、人員基準等について、介護保険課事業所支援係に必ず確認をしてください。

基準を満たしていない状態で、再開届出書を受理することはできません。

(3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

介護給付費算定に係る体制等の届出事項に変更が生じた場合は、宮崎市長あてに届出を行わなければなりません。

届出に際しては、該当する様式に記載し、必要な書類を添付して提出してください。

書類審査において、算定要件を満たさない場合や書類の不備等があった場合は、ご連絡しますので、補正等をお願いします。

補正等依頼後に、届出がない場合は、不受理となりますのでご留意ください。

■介護給付費算定に係る体制等に関する届出の届出日と算定開始月

①毎月15日以前に届出 ⇒翌月から算定

②毎月16日以後に届出 ⇒翌々月から算定

【令和6年4月1日から適用となる介護給付費算定に係る体制等に関する届出について】

- ・提出期限：令和6年4月15日（月）【必着】（当日消印有効）
- ・提出方法：郵送

※当該期限までに届出された場合に限り、令和6年4月1日（月）に遡って適用することとします。

※令和6年4月1日から減算対象となる届出項目（高齢者虐待防止措置実施の有無、業務継続計画策定の有無）については、必ず体制届の提出が必要となります。

提出がない場合は、減算対象となりますので、対象の事業所は、必ず提出してください。

[(1)～(3)の留意事項]

- ・届出書の提出確認が必要な事業所については、届出書を2部（本市への提出及び事業所控え）準備してください。（提出時に受領印を押印します。）郵送の場合、返信用封筒も同封してください。
- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、審査後の受理通知は発行いたしません。届出の内容が、加算要件等を充足していない場合は、電話で補正等を依頼します。
- ・加算の算定にあたっては、要件等を十分確認の上、届出を行ってください。
- ・必要書類は必ず5年間保管しておいてください。
- ・加算の要件等を満たしていない場合や必要書類等が保管されていない場合は、介護報酬の返還となる場合があります。

(4) 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出等について

介護保険法第115条の32により、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関（厚生労働省、都道府県知事、市町村長）に届け出る必要があります。

詳細は市ホームページでご確認ください。

《宮崎市ホームページ》 <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

ホーム > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 業務管理体制整備に関する届出

(5) 厚生労働大臣が定める指定申請様式等の使用原則化（令和6年4月1日以降）

指定の申請や変更の届出等の様式については、令和6年4月1日から厚生労働大臣が定める様式により行うものとされましたので、令和6年4月1日以降の指定申請や変更届出等は新しい様式で提出するようお願いします。

新しい様式については、準備が整い次第、宮崎市ホームページに掲載しまでのご確認をお願いします。

(6) 介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始について（令和6年4月1日以降）

厚生労働省は、介護サービス事業者の指定申請等について、対面を伴わない申請書類提出を実現させるため、介護サービス情報公表システムの機能拡張を行い、指定申請機能等のウェブ入力・電子申請を実現する「電子申請・届出システム」の運用を開始しました。

宮崎市では、令和6年4月1日から以下の申請・届出について「電子申請・届出システム」による受付を開始します。従来どおり紙媒体での提出も可能とします。詳細は市ホームページでご確認ください。

※ 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」につきましては、当面の間、電子申請・届出システムでの受付を行っておりませんので、紙媒体での提出をお願いいたします。

《電子申請・届出システムで可能な手続き》

- ・新規指定（許可）申請
- ・指定（許可）更新申請
- ・変更届出
- ・廃止、休止届出
- ・再開届出
- ・指定辞退届出
- ・介護老人保健施設又は介護医療院の変更許可申請
- ・介護老人保健施設又は介護医療院の管理者承認申請
- ・介護老人保健施設又は介護医療院の広告事項許可申請

《宮崎市ホームページ》 <http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>

ホーム > 産業・事業者 > 福祉 > 介護保険 > 事業所等への通知・案内

> 20240301_介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始について

○ 問合せのある質問事項について

質問

介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、サービス提供事業所の担当者に交付しなければならないとされている。これまで、サービス提供事業所へ交付している居宅サービス計画については、『サービス担当者会議の前に交付する原案』と『利用者の同意が得られたサインがあるもの』を交付していた。『介護保険最新情報 Vol. 1177 「ケアプランデータ連携標準仕様Q&A(2023年10月版)」の送付について』問17の回答(ケアプラン原案に対する利用者の同意の有無についても、サービス事業所が確認する必要はない。)によると、サービス提供事業所への居宅サービス計画の交付については、『利用者の同意が得られたサインがあるもの』を交付する必要はないと考えるがいかがか。

回答

介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければなりません。

また、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならないとされております。

サービス提供事業所への居宅サービス計画の交付については、サービス担当者会議の前に、居宅サービス計画の原案を担当者に交付し、サービス担当者会議の後、居宅サービス計画の修正がない場合(利用者の同意を得られている居宅サービス計画である必要があります。)は、必ずしも『利用者の同意が得られたサインがあるもの』を交付する必要はないものと考えます。

参考：介護保険最新情報 Vol. 1177 「ケアプランデータ連携標準仕様Q&A(2023年10月版)」の送付について

介護報酬の解釈2 指定基準編 P846、P847、P848